監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査(市政改革プラン2.0の検証について)

所 管 所 属:総務局

通知を受けた日:令和4年1月31日

| 監査結果 No. | 頁数 | 指摘等の概要 | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 (予定日) |
|-------------|-----|--|---|------|--------------|
| 意見67 | 199 | コンプライアンス違反の件数、公益通報件数、懲戒処分件数など、客観的な効果指標を用いて効果検証をされたい。 コンプライアンスの確保のための最終的な目標は、コンプライアンス違反を無くすことであることは疑いがなく、それを適切に示す指標としてはコンプライアンス違反の件数であることは間違いがない。コンプライアンス違反の定義づけや件数把握が困難であれば、公益通報の件数、懲戒処分の件数、市民からのクレームの件数など、それに代替する指標を用いることも可能であり、これらの指標によっても、コンプライアンスが確保されているかを把握することはある程度可能である。上記のような客観的な指標からコンプライアンス違反に該当するものを抽出し、効果指標として位置づけ、事業の有効性を検証すべきである。 | コンプライアンス違反の状態を表す指標として、勧告や意見が述べられたものに限らず、公正職務審査委員会において違法又は不適正な事実が認められると判断された件数を用いて効果検証を行っていく。 | 見解 | _ |
| 意見68 | 201 | コンプライアンス違反の件数把握に努めるべきである。 大阪市では、コンプライアンス違反の件数については、公益通報や処分案件から適宜フィードバックを行っているが、市全体のコンプライアンス違反案件数を集計することまでは行っていないとのことである。しかしながら、コンプライアンスの定義づけがされているのであれば、その定義に沿った該当件数について、少なくとも認知件数としては把握することが可能であるので、大阪市は、コンプライアンス違反の件数についても把握するよう努められたい。 | 上記のとおり、公正職務審査委員会において違法又は不適正な事実が認められると判断された件数をコンプライアンス違反の状態を表す指標として用いることとし、当該事案の発生時点を考慮した整理を行うなどして、客観的な数値により実情を的確に把握できるようにしていく。 | 見解 | _ |
| 意見70 | 207 | 不適切な事務処理をフィードバックして、内部統制制度の自己点検を 定期的に行われたい。 不適切な事務処理が行われた場合、当該事例をフィードバックして、 内部統制制度の自己点検を定期的に行われたい。また、内部統制制度 が実効的に機能しているかについて、不適切な事務処理事例の件数な どの客観的な指標により検証されたい。 個人情報に係る事務処理誤り等発生件数は、内部統制制度が確立して いるかを測るための指標として有用である。かかる客観的な指標も用 いながら、多角的に検証し、さらなる取組みに活用されたい。 | 令和2年9月より、各所属から報告のあった不適切な事態については、その都度、その事案の自己評価や再発防止策等を含め、市内部で情報共有し、他の内部統制員による自己点検の機会を提供しているが、定期的に自己点検意識を改めて喚起するような取組を併せて実施していく。 | 見解 | _ |

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査(市政改革プラン2.0の検証について)

所 管 所 属:総務局

通知を受けた日:令和4年1月31日

| 監査結果 No. | 頁数 | 指摘等の概要 | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 (予定日) |
|-------------|-----|---|---|------|--------------|
| 意見71 | 207 | 内部統制制度が実効的に機能しているかについて、不適切な事務処理事例の件数などの客観的な指標により検証されたい。 不適切な事務処理が行われた場合、当該事例をフィードバックして、内部統制制度の自己点検を定期的に行われたい。また、内部統制制度が実効的に機能しているかについて、不適切な事務処理事例の件数などの客観的な指標により検証されたい。個人情報に係る事務処理誤り等発生件数は、内部統制制度が確立しているかを測るための指標として有用である。かかる客観的な指標も用いながら、多角的に検証し、さらなる取組みに活用されたい。 | 各所属から報告のあった不適切な事態の件数を把握しているところであり、当該件数について、事案の発生時点を考慮した整理を行うなどして、より客観的な数値により実情を的確に把握できるようにしていく。 | 見解 | _ |